

平成18年6月1日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 山岸孝行

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前9時30分
2. 場 所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地282
アサマサンデーハウス新館1階

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 第60期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

***** 《議決権行使についてのご案内》 *****

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
2. 当日株主総会にご出席いただけない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、またはインターネットにより議決権をご行使下さい。なお、携帯電話を用いたインターネットもご利用可能です。

【議決権行使書用紙郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日前日（平成18年6月28日（水））までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】


- (1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、株主総会開催日の前日（平成18年6月28日（水））までに議案に対する賛否をご登録下さい。

〔議決権行使サイトURL〕 <http://www.webdk.net>.

- (2) インターネットにより議決権行使された場合は、議決権行使書用紙をご郵送されても、インターネットによるご登録の内容により議決権を行使されたものとして取扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft[®] Internet Explorer 5.5以上、またはNetscape[®] 6.2以上が必要です。また、携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であることが必要です。

（Microsoftは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国の Netscape Communications Corporation の登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関しましてご不明な点につきましては、下記にお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人	：	住友信託銀行株式会社	証券代行部
【専用ダイヤル】			0120-186-417（24時間受付）

***** 《株主様へのお知らせ》 *****

本招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページにおいて、掲載することによりお知らせいたします。

〔当社ホームページURL〕 <http://www.minebea.co.jp>

(添付書類)

営業報告書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及し民間需要中心の景気回復が続きました。米国経済は、エネルギー高やハリケーン被害に直面しながらも、住宅ブームによる資産効果により総じて順調に拡大しました。欧州経済は、外需と設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな成長となりました。一方、中国経済は、元切上げや投資過熱抑制策の実施にもかかわらず、米国・途上国向け輸出を中心に高い伸びが続き、高成長を継続しました。東南アジア諸国の経済も米国景気の成長の持続と中国の高成長により堅調に推移しました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力の向上を実現するために、構造改革の断行、技術開発の強化、将来像を明確にした経営という戦略課題を掲げ、収益基盤を一層強化するとともに、さらに徹底したコスト削減、高付加価値製品・新技術の開発、及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は318,446百万円と前連結会計年度に比べ24,023百万円(8.2%)の増収となり、営業利益も19,269百万円と5,185百万円(36.8%)の増益となりました。経常利益は14,595百万円と前連結会計年度に比べ4,388百万円(43.0%)の増益となりましたが、キーボード事業構造改革に伴う特別損失3,475百万円の計上があり当連結会計年度当期純利益は4,257百万円と1,323百万円(△23.7%)の減益となりました。

なお、当連結会計年度は固定資産の減損会計を導入した結果967百万円の特別損失を計上しております。

事業の種類別セグメントの業績を示しますと、次のとおりであります。

機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングの他に、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ、自動車及び航空機用のねじ、及び防衛関連製品であります。前連結会計年

度に比べ、主力製品であるボールベアリングの売上は、自動車業界・情報通信機器関連業界への積極的な拡販により堅調に推移しました。ロッドエンドベアリングは、米国・欧州を中心に航空・宇宙産業向けに売上が増加しました。また、ピボットアッセンブリーは、HDD業界の需要が好調に推移し大きく売상을伸ばしました。これらの結果、売上高は129,595百万円と前連結会計年度に比べ13,490百万円(11.6%)の増収となりました。営業利益は、増産・生産効率向上によるコスト削減等により24,556百万円となり、前連結会計年度に比べ2,984百万円(13.8%)の増益となりました。

電子機器事業

電子機器事業は、HDD用スピンドルモーター、ファンモーター・ステッピングモーター・振動モーター及びブラシ付DCモーターの情報モーター、PC用キーボード、スピーカー、液晶用バックライト並びに計測機器が主な製品であります。液晶用バックライト、情報モーター及びキーボードが携帯電話、オフィスオートメーション、PC及び周辺機器向けに大きく売上を伸ばしました。一方、HDD用スピンドルモーターは、販売数を追わずに収益の改善に努めたため売上は減少しました。これらの結果、売上高は188,851百万円と前連結会計年度に比べ10,534百万円(5.9%)の増収となりました。営業利益は、HDD用スピンドルモーターの大幅なコスト削減等による業績の急回復、液晶用バックライトの売上増による増益等の成果があらわれ、△5,287百万円と前連結会計年度に比べ2,202百万円の改善となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの競争力の源となる「超精密機械加工技術と大量生産技術」を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対して解りやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、「環境保全活動」については、当社グループが世界各地で事業を展開する上で最重要テーマの一つとして従来から徹底した取り組みを続けております。

当社グループは前記会社経営の基本方針に基づき「垂直統合生産システム」「大規模な量産工場」「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、世界最強の総合精密部品メーカーを目指して収益性を高め、企業価値を引き上げることを目標としております。

これらを実現するための課題を要約すると、次のとおりであります。

1. ベアリングとベアリング関連製品事業の一層の強化と拡充をはかる。
2. 精密小型モーター事業をさらに拡充し、ベアリング関連製品と並ぶ柱に育てる。
3. 全ての製品について、高付加価値製品の比率を引き上げると同時に、製品の幅を広げ、より広範囲な市場に対応できるようにする。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業12,163百万円、電子機器事業9,733百万円で、総額21,897百万円であります。機械加工品事業の主なものは、タイ、中国、シンガポールにおけるベアリング等の合理化対応設備、タイにおけるピボットアッセンブリー増産設備等、電子機器事業の主なものは、タイにおけるスピンドルモーター関連設備及びバックライトを中心とした電子デバイス関連設備、タイ、中国、マレーシアにおける情報モーター関連設備等であります。

なお、当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 57 期 (平成14.4～ 平成15.3)	第 58 期 (平成15.4～ 平成16.3)	第 59 期 (平成16.4～ 平成17.3)	第60期 (当連結会計年度) (平成17.4～ 平成18.3)
売 上 高	百万円 272,202	268,574	294,422	318,446
経 常 利 益	百万円 13,420	13,800	10,206	14,595
当期純利益または 当期純損失(△)	百万円 △2,434	6,019	5,581	4,257
1株当たり 当期純利益または 当期純損失(△)	円 △6.10	15.08	13.93	10.67
総 資 産	百万円 320,069	314,915	332,217	349,862
純 資 産	百万円 98,212	93,866	102,088	117,577

(注) 1. 第57期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出してしております。

4. 当社は第59期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第57期及び第58期の数値については同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 57 期 (平成14.4～ 平成15.3)	第 58 期 (平成15.4～ 平成16.3)	第 59 期 (平成16.4～ 平成17.3)	第60期(当期) (平成17.4～ 平成18.3)
売 上 高	百万円 162,952	185,105	185,232	206,831
経 常 利 益	百万円 11,062	13,343	11,057	10,236
当期純利益または 当期純損失(△)	百万円 1,227	2,266	3,504	△3,378
1株当たり 当期純利益または 当期純損失(△)	円 3.08	5.68	8.72	△8.47
総 資 産	百万円 362,682	366,618	361,664	357,560
純 資 産	百万円 181,240	182,389	183,017	179,669

- (注) 1. 第57期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 第58期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日 法務省令第7号)に基づいて第57期以前の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 企業集団及び会社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

部 門	内 容
機械加工品事業	
ベアリング	ミニチュアベアリング、小径ベアリング、ロッドエンドベアリング等
機 械 部 品	民需用ねじ、航空機関連ねじ、テープガイド、ピボットアッセンブリー、ギア一等
特 殊 機 器	航空機搭載用装置及び防衛関連機器等
電子機器事業	
電 子 機 器	各種精密小型モーター、キーボード、スピーカー、バックライト、ハイブリッドIC、インバーター、ひずみゲージ、ロードセル等

(2) 企業集団の主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 軽 井 沢 工 場	長 野 県
東 京 本 部	東 京 都
浜 松 工 場	静 岡 県
藤 沢 工 場	神 奈 川 県
大 森 工 場	東 京 都
松 井 田 工 場	群 馬 県

② 子法人等の主要な事業所

名 称	所 在 地
ミネベア・松下モータ株式会社	東 京 都
NMB THAI LTD.	タ イ 王 国
PELMEC THAI LTD.	タ イ 王 国
MINEBEA THAI LTD.	タ イ 王 国
MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 王 国
NMB (USA) INC.	ア メ リ カ
NMB TECHNOLOGIES CORPORATION	ア メ リ カ
NEW HAMPSHIRE BALL BEARINGS, INC.	ア メ リ カ
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	中 華 人 民 共 和 国
MINEBEA (HONG KONG) LTD.	中 華 人 民 共 和 国

(3) 株式の状況

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 1,000,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 399,167,695株 |
| ③ 株主数 | 24,719名 |

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,178千株	8.81%	一千株	—%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	34,236	8.58	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	18,756	4.70	—	—
株 式 会 社 啓 愛 社	15,000	3.76	1,183	10.03
住友信託銀行株式会社	12,349	3.09	2,070	0.12
財団法人高橋産業経済研究財団	12,347	3.09	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,057	2.52	2	0.02
株式会社三井住友銀行	10,000	2.51	1	0.02
デポジタリー ノミニーズ インコーポレーション	8,194	2.05	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505019	7,331	1.84	—	—

(注) 平成18年4月10日（報告義務発生日は平成18年3月31日）に、モルガン・スタンレー証券株式会社他8社の共同保有者から大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当期末現在（平成18年3月31日現在）の実質所有状況の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その変更報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者 モルガン・スタンレー証券株式会社他 8 社の共同保有者
 保有株式数 28,378千株 株式保有割合 7.11%

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- ① 取得株式
 普通株式 13,518株
 取得価額の総額 7,196千円
- ② 処分株式
 普通株式 2,581株
 処分価額の総額 1,214千円
- ③ 決算期における保有株式
 普通株式 116,560株

(6) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
機械加工品	18,184 名
電子機器	29,186
全社（共通）	156
合 計	47,526

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,994 名	101 名	41.4 歳	17.8 年
女 性	431	32	35.0	12.6
合計または平均	2,425	133	40.3	16.8

- (注) 従業員数は、就業人員数であります。

(7) 重要な企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ミネベア・松下モータ株式会社	10,000 百万円	60.0 %	モーター及び部品の製造販売
NMB THAI LTD.	1,200,000 千BT	100.0	ベアリング等の製造販売
PELMEC THAI LTD.	1,100,000 千BT	100.0	ベアリング等の製造販売
MINEBEA THAI LTD.	8,381,818 千BT	100.0	モーター等の製造販売
MINEBEA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	1,563,545 千BT	100.0	電子機器及び部品の製造販売
NMB (USA) INC.	311,093 千US\$	100.0	持株会社
NMB TECHNOLOGIES CORPORATION	6,800 千US\$	100.0 (100.0)	ベアリング及び電子機器等の販売
NEW HAMPSHIRE BALL BEARINGS, INC.	94,000 千US\$	100.0 (100.0)	ベアリングの製造販売
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	239,060 千US\$	100.0	ベアリング及び電子機器の製造販売
MINEBEA (HONG KONG) LTD.	100,000 千HK\$	100.0	ベアリング及び電子機器等の販売

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

② 企業結合の経過

当社の子法人等であるミネベアエレクトロニクス株式会社関連事業の営業を当社に集中して一層の経営効率化を図るため、平成17年3月31日にミネベアエレクトロニクス株式会社を解散し、平成17年4月1日付けで同社の営業全部を当社に譲受け、平成17年6月30日に同社は清算終了いたしました。

当社とHUAN HSIN HOLDINGS LTD.は、平成18年3月2日、中国でのキーボード合弁事業を解消することに合意し、当社はHUAN HSIN HOLDINGS LTD.が所有するSHENG DING PTE. LTD.の全株式を買い取りました。

なお、株式買い取り後の当社の議決権比率は、100%であります。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は318,446百万円（前連結会計年度294,422百万円）、経常利益は14,595百万円（前連結会計年度10,206百万円）、当期純利益は4,257百万円（前連結会計年度5,581百万円）となりました。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	当該借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
住友信託銀行株式会社	13,300百万円	12,349千株	3.09%
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,400	10,057	2.52
株式会社三井住友銀行	11,400	10,000	2.51
株式会社みずほコーポレート銀行	4,900	2,300	0.58
株式会社八十二銀行	3,000	2,000	0.50

(9) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役 社長執行役員	山岸 孝行	
取締役 専務執行役員	貝沼 由久	業務本部長兼法務部門長
取締役 専務執行役員	水上 龍介	技術本部長兼環境管理担当
取締役 専務執行役員	竹中 東聖	情報モーター事業部長 ミネベア・松下モータ(株)代表取締役社長 エヌ・エム・ビー電子精工(株)代表取締役社長
取締役 専務執行役員	道正 光一	営業本部長
取締役 常務執行役員	加藤木 洋治	管理本部長兼管理部門長兼情報システム部門長
取締役 常務執行役員	平尾 明洋	技術本部副本部長兼統括技術部門長兼特機事業部長
取締役 常務執行役員	小林 英一	製造本部長
取締役	チャンチャイ・リータヴォン	アジアクレジット(株)会長
取締役	松岡 卓	(株)啓愛社常務取締役
常勤監査役	森 慎一	
常勤監査役	天野 義紀	
常勤監査役	大島 司	
監査役	平出 功	税理士

- (注) 1. 加藤木洋治、平尾明洋、小林英一及び松岡 卓の各氏は平成17年6月29日開催の第59回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 代表取締役山本次男氏、取締役小原陸郎及び瀬ノ上顕治の各氏は平成17年6月29日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 前取締役松岡 敦氏は、平成17年6月13日に逝去されました。

4. チャンチャイ・リータヴォン及び松岡 卓の両氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
5. 大島 司及び平出 功の両氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
60百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
60百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額
50百万円

貸借対照表 (平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	125,077	流動負債	98,237
現金及び預金	9,773	支払手形	3,400
受取手形	4,306	買掛金	32,265
売掛金	48,841	短期借入金	43,600
仕入製品	2,103	長期借入金(1年以内返済)	6,000
未着品	1,086	社債(1年以内償還)	3,000
製品	1,040	未払金	2,077
原材料	1,880	未払法人税等	868
仕掛品	2,883	未払費用	949
貯蔵品	139	前受金	25
前払費用	475	預り金	217
関係会社短期貸付金	46,426	前受収益	129
未収入金	3,167	賞与引当金	1,953
立替金	21	事業構造改革損失引当金	3,546
繰延税金資産	1,895	設備関係支払手形	129
その他	1,071	その他	72
貸倒引当金	△35	固定負債	79,654
固定資産	232,446	社債	36,500
有形固定資産	26,051	長期借入金	43,000
建築物	9,013	退職給付引当金	104
構築物	488	執行役員退職給与引当金	49
機械装置	5,352	負債合計	177,891
車両運搬具	13	資本の部	
工具器具備品	3,348	資本金	68,258
土地	7,430	資本剰余金	94,756
建設仮勘定	404	資本準備金	94,756
無形固定資産	3,225	利益剰余金	12,287
特許権等	3,225	利益準備金	2,085
投資その他の資産	203,169	任意積立金	11,500
投資有価証券	10,812	別途積立金	11,500
関係会社株式	161,861	当期末処理損失	1,297
出資金	0	その他有価証券評価差額金	4,428
関係会社出資金	32,406	自己株式	△61
従業員長期貸付金	6	資本合計	179,669
関係会社長期貸付金	553	負債及び資本合計	357,560
破産更生債権等	0		
長期前払費用	414		
繰延税金資産	3,173		
その他	482		
貸倒引当金	△6,542		
繰延資産	36		
社債発行費	36		
資産合計	357,560		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

		科 目	金 額	
経	常	営業収益		206,831
		売上高	206,831	
損	益	営業費用		203,755
		売上原価 販売費及び一般管理費	182,910 20,844	
の	部	営業利益		3,075
		営業外収益		9,176
損	益	受取利息	638	
		受取配当金	7,759	
の	部	固定資産賃貸収入	212	
		その他	566	
損	益	営業外費用		2,016
		支払利息及び割引料	771	
の	部	社債利息	740	
		社債発行費償却	46	
損	益	為替差損	166	
		その他	291	
		経常利益		10,236
特	別	特別利益		1,157
		固定資産売却益	477	
損	益	投資有価証券売却益	191	
		新株引受権戻入益	447	
の	部	貸倒引当金戻入額	41	
		特別損失		11,479
損	益	固定資産売却損	12	
		固定資産除却損	136	
の	部	減損損失	1,642	
		貸倒引当金繰入額	316	
損	益	関係会社株式評価損	5,230	
		関係会社事業整理損	49	
の	部	製品補償損失	29	
		事業構造改革損失	3,637	
損	益	役員退職慰労金	423	
		税引前当期純損失		85
		法人税、住民税及び事業税		1,815
		法人税等調整額		1,478
		法人税等合計		3,293
		当期純損失		3,378
		前期繰越利益		2,081
		自己株式処分差損		0
		当期未処理損失		1,297

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕入製品 移動平均法による原価法
製 品 移動平均法による原価法
原 材 料 移動平均法による原価法
ベアリング、ねじ、計測機器、モーター及び特殊機器の材料
仕 掛 品 移動平均法による原価法
ベアリング、ねじ、モーター
個別法による原価法
計測機器、特殊モーター、特殊機器
貯 蔵 品 移動平均法による原価法
ベアリング、ねじ、計測機器、モーター及び特殊機器の製造用消耗品

3. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定率法
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物及び構築物 2年～50年
機械及び装置 2年～15年
工具器具及び備品 2年～20年
また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。
無形固定資産 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
長期前払費用 定額法

4. 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 商法施行規則の規定に基づき3年間均等償却

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。数理計算上の差異は、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌期から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当営業年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

執行役員退職給与引当金 執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当期末要支給額を計上しております。

事業構造改革損失引当金 キーボード事業等の構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

なお、為替予約取引は資金部において輸出入取引等に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で行っております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は

完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

9. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これにより税引前当期純損失が1,642百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

貸借対照表の注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 34,061百万円(関係会社短期貸付金を除く)
短期金銭債務 27,671百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,208百万円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、リース契約により使用しております。
4. 保証債務 33,548百万円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は4,428百万円であります。

損益計算書の注記

1. 関係会社に対する売上高 139,526百万円
2. 関係会社よりの仕入高 136,085百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 21,496百万円
4. 研究開発費の総額
一般管理費及び当期製造原価に含まれる研究開発費は、7,538百万円であります。
5. 1株当たり当期純損失 8円47銭
(注) 1株当たり当期純損失算定上の基礎
損益計算書上の当期純損失 3,378百万円
普通株式に係る当期純損失 3,378
普通株主に帰属しない金額の内訳
該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 399,056,975株

税効果会計注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	762百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	60
投資有価証券評価損	1,671
関係会社株式評価損	3,383
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,553
事業構造改革損失引当金否認	1,383
繰越外国税額控除	602
減損損失	641
減価償却費損金算入限度超過額	386
未払事業税否認	287
その他	293
小計	<u>12,021</u>
評価性引当額	<u>△4,122</u>
繰延税金資産合計	<u>7,899</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>2,831</u>
繰延税金負債合計	<u>2,831</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>5,068</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載をしております。

退職給付会計注記

1. 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、適格退職年金制度を全面的に採用しております。

2. 退職給付債務等の内容

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ 退職給付債務	10,466百万円
ロ 年金資産	12,312
ハ 差引(イーロ)	△1,846
ニ 未認識数理計算上の差異	△1,950
ホ 退職給付引当金(ハーニ)	104

(2) 退職給付費用の内訳

勤務費用	502百万円
利息費用	235
期待運用収益	223
数理計算上の差異の費用処理額	239

3. 退職給付債務等の計算の基礎

割引率	2.5%
期待運用収益率	2.5%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年（定額法により、翌期から費用処理することとしております。）

利益処分案

(単位：円)

科 目	金	額
I 当期未処理損失		1,297,705,785
II 任意積立金取崩額		
別途積立金取崩額	5,000,000,000	5,000,000,000
合 計		3,702,294,215
III これを次のとおり処分いたします。		
配 当 金 (1株につき7円)	2,793,357,945	2,793,357,945
IV 次期繰越利益		908,936,270

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

ミネベア株式会社

取締役会御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋秀法[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田代清和[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡本和巳[Ⓔ]

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第60期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成18年3月31日に終了する期から適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第60期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月9日

ミネバ株式会社 監査役会

常勤監査役 森 慎一 ㊟

常勤監査役 天野 義紀 ㊟

常勤監査役 大島 司 ㊟

監査役 平出 功 ㊟

(注) 常勤監査役 大島 司及び監査役 平出 功は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	153,564	流動負債	150,886
現金及び預金	24,385	支払手形及び買掛金	26,683
受取手形及び売掛金	66,362	短期借入金	80,656
たな卸資産	48,914	長期借入金(1年以内返済)	8,115
繰延税金資産	3,402	社債(1年以内償還)	3,000
その他	10,784	未払法人税等	3,045
貸倒引当金	△285	賞与引当金	3,518
固定資産	196,216	事業構造改革損失引当金	3,286
有形固定資産	165,759	その他	22,581
建物及び構築物	104,435	固定負債	80,767
機械装置及び運搬具	232,021	社 債	36,500
工具器具及び備品	51,705	長期借入金	43,000
土地	14,755	退職給付引当金	641
建設仮勘定	1,517	執行役員退職給与引当金	49
減価償却累計額	△238,675	その他	576
無形固定資産	13,177	負債合計	231,653
連結調整勘定	9,794	少数株主持分	
その他	3,383	少数株主持分	631
投資その他の資産	17,279	資 本 の 部	
投資有価証券	10,963	資 本 金	68,258
長期貸付金	46	資本剰余金	94,756
繰延税金資産	4,552	利益剰余金	6,983
その他	1,772	その他有価証券評価差額金	4,428
貸倒引当金	△55	為替換算調整勘定	△56,784
繰延資産	81	自己株式	△65
資産合計	349,862	資本合計	117,577
		負債、少数株主持分及び資本合計	349,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業収益		318,446
	売上高	318,446	
	営業費用		299,177
	売上原価	249,934	
	販売費及び一般管理費	49,242	
	営業利益		19,269
	営業外収益		1,503
	受取利息	258	
	受取配当金	71	
	持分法による投資利益	5	
その他	1,167		
営業外費用		6,177	
支払利息	4,771		
為替差損	345		
その他	1,060		
経常利益		14,595	
特 別 損 益 の 部	特別利益		1,054
	固定資産売却益	415	
	投資有価証券売却益	191	
	新株引受権戻入益	447	
	特別損失		6,029
	固定資産売却損	106	
	固定資産除却損	763	
	減損損失	967	
	投資有価証券売却損	0	
	関係会社事業整理損	86	
	製品補償損失	171	
	事業構造改革損失	3,475	
役員退職慰労金	458		
税金等調整前当期純利益			9,620
法人税、住民税及び事業税			5,567
法人税等調整額			1,574
法人税等合計			7,141
少数株主損失			1,778
当期純利益			4,257

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等の数 43社

(主要な連結子法人等の名称は、「2. 企業集団及び会社の概況 (7) 重要な企業結合の状況 ①重要な子法人等の状況」に記載のとおりであります。)

関連会社の数 1社

(うち持分法適用会社数及び主要会社名 1社 (株)湘南精機)

2. 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子法人等	新規	ありません。	
	除外	会社清算による	(3社) ミネベアエレクトロニクス(株) NMB TRADING PTE. LTD. NMB PRECISION TOOL & DIE PTE. LTD.
会社合併による		(1社) 関東精工(株)	
持分法適用会社	新規	ありません。	
	除外	ありません。	

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

当社及び国内連結子法人等については、主として移動平均法による原価法を採用しております。在外連結子法人等については、主として先入先出法または移動平均法による低価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。また、評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子法人等については、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械及び装置	2年～15年
工具器具及び備品	2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

在外連結子法人等については、主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産

当社及び国内連結子法人等については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子法人等については、主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子法人等については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子法人等については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子法人等については、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

在外連結子法人等については、発生基準に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

当社及び国内連結子法人等については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

在外連結子法人等については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

なお、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 執行役員退職給与引当金

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 事業構造改革損失引当金

キーボード事業等の構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子法人等の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び国内連結子法人等については、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外連結子法人等については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

当社及び国内連結子法人等はリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子法人等については主として当社と同じ方法によります。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

なお、為替予約取引は当社の資金部の指導のもとに輸出入取引等に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で行っております。

また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、当社及び連結子法人等の所在地国の会計慣行に従って5年から40年の間で均等償却しております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

当社及び連結子法人等の利益処分について、連結財務諸表規則第8条ただし書の方式（繰上方式）によっておりません。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益が967百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

（表示方法の変更）

当連結会計年度より「環境整備費引当金」（当連結会計年度残高743百万円）は、金額が僅少となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益	10円67銭
(注) 1株当たり当期純利益算定上の基礎	
連結損益計算書上の当期純利益	4,257百万円
普通株式に係る当期純利益	4,257
普通株主に帰属しない金額の内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	399,052,181株

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

ミネベア株式会社

取締役会御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋秀法	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田代清和	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岡本和巳	㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第60期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社または連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いミネベア株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成18年3月31日に終了する期から適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第60期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

ミネベア株式会社 監査役会

常勤監査役	森 慎一	㊞
常勤監査役	天野 義紀	㊞
常勤監査役	大島 司	㊞
監査役	平出 功	㊞

(注) 常勤監査役 大島 司及び監査役 平出 功は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第60期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類20頁に記載のとおりであります。

当期は、キーボード事業の早期黒字化を図るため、当該事業の構造改革を断行したことにより、誠に遺憾ながら多額の損失を計上することとなりましたが、この損失を次期に繰り越すことなく当期において一括処理するため、別途積立金の一部を取り崩して充当させていただきたいと存じます。

なお、当期の配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報い、安定的な配当を継続するために1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

また、役員賞与につきましては、当期の業績に鑑み、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 新たに「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社定款の変更すべき条項につき、所要の変更を行なうものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行されたことにより、転換社債が新株予約権付社債として整理されました。当社の発行する転換社債はすべて償還されましたので、転換社債について規定する条文を削除するものであります。
- (3) 取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当（中間配当）を行なうことができるよう、条文の新設を行なうものであります。

- (4) その他、合わせて字句の追加、整備を行なうものであります。

なお、本議案による変更のほか、「整備法」に定める経過措置規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 監査役会及び会計監査人を置く旨の定めに関する経過措置（第52条）
当社定款には、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなす。
- ② 取締役会及び監査役を置く旨の定めに関する経過措置（第76条第2項）
当社定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなす。
- ③ 定款に株券を発行しない旨の定めがない場合の会社定款に係わる経過措置（第76条第4項）
当社定款には、当社普通株式に係わる株券を発行する旨の定めがあるものとみなす。
- ④ 定款に株式、新株予約権につき名義書換代理人を置く旨の定めがある場合の経過措置（第80条）
当社定款には、株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (新設)</p>	<p>第1章 総 則 (機関) 第4条 <u>本</u>会社は、<u>株</u>主総会及び取 締役のほか、<u>次</u>の機関を置 く。 (1) <u>取</u>締役会 (2) <u>監</u>査役 (3) <u>監</u>査役会 (4) <u>会</u>計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 (省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数を、10億株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 本会社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 本会社は<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券は発行しない。</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第9条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</u> 本会社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数を、10億株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>本会社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 本会社は、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 本会社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u> 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。<u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u> 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会の開催)</p>	<p>(株主総会の開催)</p>
<p>第12条 (省略)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の議長)</p>	<p>(株主総会の議長)</p>
<p>第13条 (省略)</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考資料のインターネット開示とみなし提供)</p>
	<p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。 但し、株主又は代理人は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。</u> 但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の定員)</p>	<p>(取締役の定員)</p>
<p>第16条 (省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第17条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第20条 取締役の選任決議については、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第18条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長各1名を置くことができる。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長各1名を定めることができる。</p>
<p>(取締役の分掌)</p>	<p>(取締役の分掌)</p>
<p>第19条 (省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の<u>現任者の残任期間</u>とする。</p>	<p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の<u>在任取締役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p>
<p>(取締役の報酬) 第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>本会社から受ける財産上の利益</u>（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の議長及び招集) 第22条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p>	<p>(取締役会の議長及び招集) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法及び決議の省略)</p>
<p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを<u>決する</u>。 (新設)</p>	<p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを<u>行なう</u>。 <u>但し、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(相談役及び顧問) 第24条 (省略)</p> <p>(取締役会規則) 第25条 (省略)</p>	<p>(相談役及び顧問) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第26条 (省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第27条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する</u>。</p>	<p>(監査役の選任) 第30条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき</u>ときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>る</u>ときまでとする。</p>
<p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤</u>の監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定</u>する。</p>
<p>(監査役会の招集) 第31条 (省略)</p>	<p>(監査役会の招集) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第32条 (省略)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会規則) 第33条 (省略)</p>	<p>(監査役会規則) 第36条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期日) 第34条 本会社は、毎年4月1日より翌年3月31日までを<u>営業年度とし、3月31日を決算期日</u>とする。</p>	<p>(事業年度) 第37条 本会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日より翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 <u>本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行なう。本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社の監査役であるときの地位及び担当	所有する 当社の 株式数
藤原 宏 高 (昭和29年5月21日生)	昭和60年4月 第二東京弁護士会登録 飯島山田法律特許事務所入所 平成7年4月 ひかり総合法律事務所(現) 平成18年4月 第二東京弁護士会副会長(現)	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原宏高氏は、社外監査役として選任するものであります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、現在月額400万円以内といたしておりますが、第3号議案における監査役1名選任の件が原案どおり承認可決されることを条件として、これを月額600万円以内と改定することをお願いするものであります。

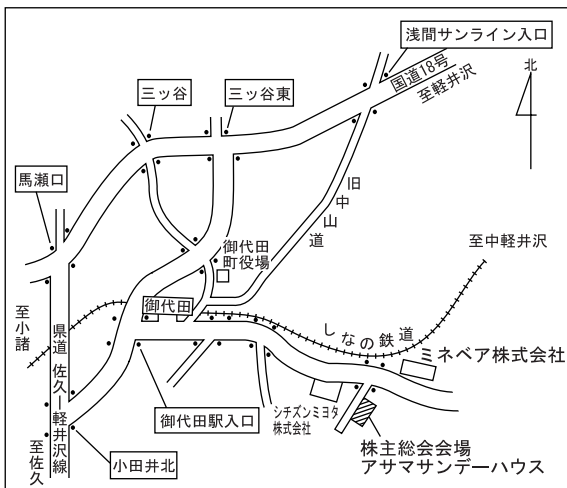
なお、第3号議案が承認可決されますと監査役の員数は5名となります。

以 上

株主総会会場略図

会場：長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地282
アサマサンデーハウス新館1階
電話 0267(32)4022

交通：しなの鉄道 御代田駅下車 車約5分
長野新幹線 軽井沢駅下車 車約25分
佐久平駅下車 車約20分



【東京から当社総会会場までの交通機関】

下記時刻の列車にご乗車いただきました場合には、JR軽井沢駅改札口において、当社係員がお出迎えのうえ、当社送迎バス（午前8時20分出発）にて総会会場までご案内申し上げます。

記

長野新幹線 あさま503号 （東京駅23番線ホーム）

発着駅	東京駅発	→	高崎駅発	→	軽井沢駅着
時刻	6:52		7:50		8:12